

## 第 3 章

# 労働争議の調整等

第 1 節	労働争議の調整	41
第 1	<u>概 要</u>	41
第 2	<u>調整事件一覧</u>	44
第 2 節	個別労働関係紛争に係るあっせん	49
第 1	<u>概 要</u>	49
第 2	<u>個別あっせん事件一覧</u>	53
第 3 節	<u>労働争議の実情調査</u>	54
第 1	概 要	54
第 2	実情調査一覧	54

# 第1節 労働争議の調整

## 第1 概 要

### 1 取扱事件の状況

#### (1) 取扱事件

平成29年に取り扱った調整事件の件数は15件で、前年（17件）に比べ2件減少した。

取扱件数15件は、すべてあっせん事件で、その内訳は、「前年からの繰越」が2件、「新規申請」が13件であった。

あっせん事件はすべて労働組合からの申請であった。

調整回数は11回で、前年（11回）と変わらなかった。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分 \ 年	25年	26年	27年	28年	29年
前年からの繰越	2	5	5	3	2
新規申請	15	16	15 (注)	14	13
計	17	21	20 (注)	17	15
調整回数(回)	7	11	12	11	11

(注) 調整事件のあっせん、調停、仲裁の三つの手続のうち、平成27年に調停が1件新規申請があり、年内に終了したほかは、すべてあっせんとなっている。

#### (2) 調整事項別取扱項目数

取扱事件を調整事項別で見ると、調整事項数31項目のうち「団交促進」及び「一時金」が4項目で最も多くなっている。

表2 調整事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

調整事項 \ 年	25年	26年	27年	28年	29年	
団交促進	9	10 (3)	8 (4)	10 (1)	4 (1)	
経営又は人事	人員整理	0	0	0	0	
	配置転換	0	0	0	1	
	解雇	4 (1)	5	8 (2)	2 (1)	3
	その他	0	2	0	1	3
賃金等	一時金	1	2 (1)	2 (1)	4 (1)	4 (1)
	退職一時金・年金	0	0	0	0	0
	解雇手当・休業手当	0	0	1	0	2
	その他	5 (1)	6 (1)	1 (1)	2	3
労働条件等	0	2	0	0	2	
その他	0	4	5 (1)	5	9 (1)	
計	19 (2)	31 (5)	25 (9)	24 (3)	31 (3)	

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、調整事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別でみると、「製造業」が5件で最も多く、次いで「教育、学習支援業」が4件となっている。

従業員規模別でみると、「10人以上49人以下」、「100人以上299人以下」及び「300人以上」が各4件で最も多くなっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		年	25年	26年	27年	28年	29年
業 種	建設業		0	2	1 (1)	0	0
	製造業		8 (2)	6 (2)	6 (1)	3 (1)	5 (1)
	情報通信業		0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業		1	4	5 (1)	3	3
	卸売業、小売業		2	2 (1)	0	0	1
	金融業、保険業		0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業		0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業		0	1	1 (1)	0	1
	生活関連サービス業、娯楽業		0	0	0	0	0
	教育、学習支援業		3	2 (1)	2	4 (1)	4
	医療、福祉		0	1	2 (1)	0	0
	サービス業		1	1	3	5 (1)	1 (1)
	その他		2	2 (1)	0	2	0
	計		17 (2)	21 (5)	20 (5)	17 (3)	15 (2)
従 業 員 規 模	1～9人		1	2	1 (1)	0	0
	10～49人		5 (2)	5 (2)	7 (1)	4 (1)	4
	50～99人		2	2	5 (2)	5	3 (1)
	100～299人		4	6 (1)	3 (1)	4 (1)	4 (1)
	300人以上		5	6 (2)	4	4 (1)	4
	計		17 (2)	21 (5)	20 (5)	17 (3)	15 (2)

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

## 2 終結状況

(1) 終結区分別終結件数

平成29年に取り扱った調整事件15件は、14件が同年中に終結し、1件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が6件、「打切」が8件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、42.9%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	25年	26年	27年	28年	29年
		終 結	解 決	5 (1)	6 (3)	6 (2)	6 (1)
打 切	6 (1)		7 (1)	9 (3)	8 (2)	8 (1)	
取 下	0		3 (1)	2	1	0	
不 開 始	0		0	0	0	0	
移 管	1		0	0	0	0	
計	12 (2)		16 (5)	17 (5)	15 (3)	14 (2)	
解 決 率 (%)	41.7		46.2	40.0	42.9	42.9	
翌 年 繰 越	5	5	3	2	1		

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申請に被申請者が応じない場合は「打切」に区分する。

## (2) 所要日数別終結件数

終結事件を所要日数別にみると、「15日未満」が6件で最も多く、次いで「50日以上」が5件となっている。

終結事件1件当たりの平均所要日数は、43.5日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数		年	25年	26年	27年	28年	29年
		15 日 未 満	5	1	4 (1)	6	6
15 ～ 29 日	2 (1)	5	4 (1)	1	1		
30 ～ 49 日	1	7 (3)	2 (2)	1 (1)	2		
50 日 以 上	3 (1)	2 (1)	7 (1)	6 (2)	5 (2)		
あっせん員指名前の取下	0	1 (1)	0	1	0		
計	11 (2)	16 (5)	17 (5)	15 (3)	14 (2)		
1件当たりの平均所要日数(日)	26.0	34.1	38.1	39.5	43.5		

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 「所要日数」は、あっせん員指名年月日から終結年月日までの日数を示す (いずれも初日から起算する。)

3 25年の計11件は、表4の25年計の12件のうち、「移管」1件分があっせん員指名前のため未計上。

## 第 2 調整事件一覧

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-13	あっせん	製造業 (化学工業)	H28. 12. 8 (組合)	H28. 12. 20	団体交渉 の応諾	1	122	打切り (不調) (H29. 4. 20)	長谷川 西野 山本 (秀)

### ○申請までの経過

使用者から組合に対して、突然人員削減のための退職勧奨を行うとの提案があり、組合としては団体交渉の場で根拠などを説明するよう求めたが、使用者は拒否し続けた。その間にも退職強要ともとれる退職勧奨が続けられたため、組合はあっせんに申請した。

### ○あっせん経過

あっせん員が労使双方に譲歩を促し、今後の人員整理については、組合から団体交渉の申入れがあった場合には組合と交渉を行うことを内容とするあっせん案を提示したが、使用者側が受諾しなかったため打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-14	あっせん	サービス業 (職業紹介・労働者派遣業)	H28. 12. 20 (組合)	H28. 12. 27	冬季一時金 の増額等	2	91	解決 (あっせん案) (H29. 3. 27)	酒井 牧田 吉村

### ○申請までの経過

平成 28 年冬季一時金の支給額が例年よりも大幅に減額されたため、組合は団体交渉において増額を求めた。しかし、使用者は低額回答に留まったため、財務諸表の開示や派遣先との派遣契約内容の明示を何度も求めたが拒否されたため、組合はあっせんに申請した。

### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、使用者が組合からの収支状況に係る質問に対して可能な範囲で書面をもって回答することを内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
29-1	あっせん	製造業 (輸送用機械器具製造業)	H29. 2. 8 (組合)	H29. 2. 24	解雇撤回 等	0	15	打切り (辞退) (H29. 3. 10)	佐脇 大久保(彰) 中西

### ○申請までの経過

組合員は技能実習生として働いていたが、使用者から契約途中で解雇された。組合は解雇撤回を求めたが拒否されたため、あっせんに申請した。

### ○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
29-2	あっせん	製造業 (生産用機械器具製造業)	H29. 2. 15 (組合)	H29. 3. 3	休業手当 解雇無効 の確認	1	42	解決 (あっせん案) (H29. 4. 13)	志治 可知 夏目

#### ○申請までの経過

組合員は有期契約労働者として勤務していたが、使用者から仕事がないとの理由で休業を命じられた。期間満了日となっても契約更新の有無について使用者から連絡がなかったため、組合員は当然更新されたものと認識したが、使用者は期間満了による雇止めであると主張した。労使間の交渉が平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

#### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払を内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
29-3	あっせん	教育、学習支援業 (学校教育)	H29. 2. 17 (組合)	H29. 3. 6	賞与	0	10	打切り (辞退) (H29. 3. 15)	成田 伊藤 山本(光)

#### ○申請までの経過

団体交渉において妥結して支払われた平成 27 年度及び 28 年度の賞与に関して、支給金額について就業規則に明示された計算法に則って確認したところ、金額が不足していることがわかった。このことについて説明を求めて団体交渉を行ったが、使用者に誠実に説明する姿勢が見られないため、組合はあっせんに申請した。

#### ○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
29-4	あっせん	卸売業、小売業 (機械器具卸売業)	H29. 3. 15 (組合)	H29. 3. 23	夏季賞与	1	68	解決 (あっせん案) (H29. 5. 29)	杉島 大久保(彰) 中西

#### ○申請までの経過

組合員の一時金が他の従業員と比べて減額されており、組合は査定内容の明示を求め団体交渉を申し入れた。団体交渉において使用者は曖昧な回答に終始したため、組合は自主解決は望めないとしてあっせんに申請した。

#### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、一時金に係る査定項目及び査定基準の整備を内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
29-5	あっせん	宿泊業、飲食サービス業 (飲食店)	H29. 3. 24 (組合)	H29. 4. 7	解雇予告 手当等	0	8	打切り (辞退) (H29. 4. 14)	酒井 伊藤 山本(光)

#### ○申請までの経過

組合員6名は、クラブのホステス及び部長として雇われたが、赤字により閉店するという理由で、チーママ及び部長が解雇され、その後、残りの4名も解雇された。いずれも自己都合退職を理由に解雇予告手当が支払われていないため、組合はあっせンを申請した。

#### ○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせンを辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
29-6	あっせん	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	H29. 4. 3 (組合)	H29. 4. 17	雇用関係 の確認等	0	8	打切り (辞退) (H29. 4. 24)	永井 牧田 吉村

#### ○申請までの経過

組合員は事故の弁償として無事故手当が不支給とされたため、修理代や組合員の負担額などを明示するよう使用者に求めたが拒否された。また、組合員は会社都合による休職中であるが、使用者はすでに組合員との雇用関係はないと主張している。労使間の交渉が平行線となったため、組合はあっせンを申請した。

#### ○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせンを辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
29-7	あっせん	教育、学習支援業 (学校教育)	H29. 4. 12 (組合)	H29. 4. 24	労使慣行 の遵守等	0	4	打切り (辞退) (H29. 4. 27)	成田 大久保(章) 牧野

#### ○申請までの経過

使用者がメールボックスの使用禁止命令を出すなど長年の労使慣行や協定書を反故にしたとして、組合は労使慣行及び協定書の遵守等を求めてあっせンを申請した。

#### ○あっせん経過

使用者から、あっせンを辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
29-8	あっせん	教育、学習支援業(学校教育)	H29. 5. 8(組合)	H29. 5. 16	労使慣行の遵守等	3	127	解決(あっせん案(H29. 9. 19))	志治 可知 夏目

#### ○申請までの経過

労使慣行及び労働協約を使用者に破棄され、労使関係が悪化している中で、使用者が一方的に組合員の懲戒解雇処分を行ったため、組合はあっせんに申請した。

#### ○あっせん経過

あっせん員が労使双方に譲歩を促し、将来に向けた円滑な労使関係を築くため、使用者は労働条件等を変更する場合には、誠意をもってその理由を組合に説明し、合意に達するよう努めることを内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。また、未解決の調整事項についても労使双方が協力して解決していくようあっせん員から要望があった。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
29-9	あっせん	製造業(輸送用機械器具製造業)	H29. 6. 30(組合)	H29. 8. 4	未払賃金等	2	75	解決(あっせん案(H29. 10. 17))	杉島 伊藤 山本(光)

#### ○申請までの経過

特殊作業手当が給与規程に明記されているにも係わらず、該当する組合員に支払われてこなかった未払分の支払や、55歳到達時に同意も合理的な根拠もないまま一方的に削減された給与の未払分の支払及び給与の回復を求めて組合はあっせんに申請した。

#### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、使用者は給与の回復に応じなかったが、その他については労使双方が譲歩し、解決金の支払を内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
29-10	あっせん	運輸業、郵便業(道路貨物運送業)	H29. 8. 10(組合)	H29. 8. 23	夏季賞与	1	31	解決(あっせん案(H29. 9. 22))	成田 大久保(彰) 中西

#### ○申請までの経過

継続して支給されてきた一時金が、営業利益が赤字であること、安全対策ができていないことを理由に急に不支給となり、労使間での交渉が平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

#### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、今回の夏季一時金の有額、次回冬季一時金の検討等を内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。



事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
29-11	あっせん	教育、学習支援業 (学校教育)	H29. 9. 21 (組合)	H29. 10. 4	職場からの排除をしない等	0	7	打切り (辞退) (H29. 10. 10)	長谷川 西野 山本 (秀)

#### ○申請までの経過

該当組合員は何の落ち度もないにもかかわらず、業務不適格として退職強要をされた。これは組合員差別であり、職場からの排除を止めることを求めて組合はあっせんで申請した。

#### ○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
29-12	あっせん	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	H29. 11. 24 (組合)	H29. 12. 12	公休の事前開示等	0	1	打切り (辞退) (H29. 12. 12)	酒井 牧田 牧野

#### ○申請までの経過

公休の事前開示、車両整備作業の安全性の確保、当直体制の改善などを求めて組合員があっせんで申請した。

#### ○あっせん経過

使用者から、自主交渉により解決を図るとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
29-13	あっせん	製 造 業 (業務用機械器具製造業)	H29. 12. 22 (組合)	H29. 12. 22	未払賃金等	-	-	翌年へ繰越	酒井 西野 牧野

#### ○申請までの経過

残業時間分の手当が満額支払われないことや不合理な異動や降格が行われていることについて団体交渉を行ったが平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

#### ○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

※各所要日数は調整員指名から終結までの日数。

## 第2節 個別労働関係紛争に係るあっせん

### 第1 概 要

#### 1 取扱事件の状況

##### (1) 取扱事件

平成29年に取り扱ったあっせん事件の件数は10件で、前年（18件）に比べて8件減少した。取扱件数10件の内訳は、「前年からの繰越」が3件、「新規申出」7件であった。申出者別では、すべて労働者からの申出であった。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分 \ 年	25年	26年	27年	28年	29年
前年からの繰越	1	4	0	2	3
新規申出	19	6	13	16	7
計	20	10	13	18	10

##### (2) あっせん事項別取扱項目数

取扱事件をあっせん事項別でみると、あっせん事項数23項目のうち「解雇」及び「労働条件等」が各5項目で最も多くなっている。

表2 あっせん事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

あっせん事項 \ 年	25年	26年	27年	28年	29年	
経営又は人事	解雇	7 (1)	4 (1)	5	9 (1)	5 (3)
	復職	0	0	0	1	0
	退職	2	3 (2)	1	1	0
	その他	3	2	1	1	1
賃金等	賃金未払	0	0	2	1	2
	賃金減額	0	0	1	1	0
	退職一時金	0	0	0	2	2 (2)
	解雇手当	0	0	1	3	2
	その他	2	0	1	1	2
労働条件等	3	0	2	5	5	
その他	6	3 (1)	4	7 (1)	4	
計	21	12 (4)	18	32 (2)	23 (5)	

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、あっせん事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別で見ると、「情報通信業」及び「医療、福祉」が各3件で最も多く、次いで「製造業」が2件となっている。

従業員の規模別で見ると、「300人以上」が5件で最も多く、次いで「100人以上299人以下」が3件となっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		25年	26年	27年	28年	29年
業 種	建設業	0	1	1	2	0
	製造業	9 (1)	3 (3)	3	0	2
	情報通信業	1	0	1	6	3 (2)
	運輸業、郵便業	2	1 (1)	1	2	1
	卸売業、小売業	2	1	0	0	0
	金融業、保険業	1	0	0	1	0
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	1	1	1	0	0
	教育、学習支援業	1	1	0	1	0
	医療、福祉	1	0	1	3	3 (1)
	複合サービス事業	0	0	0	0	0
	サービス業	0	1	2	0	0
	その他	2	1	3	3 (2)	1
	計	20 (1)	10 (4)	13	18 (2)	10 (3)
従 業 員 規 模	1～9人	1	1	0	3	1
	10～49人	3	0	5	3 (1)	1
	50～99人	3	4 (1)	0	1	0
	100～299人	5 (1)	4 (2)	3	5	3 (1)
	300人以上	8	1 (1)	5	6 (1)	5 (2)
	計	20 (1)	10 (4)	13	18 (2)	10 (3)

注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

## 2 終結状況

### (1) 終結区分別終結件数

平成29年に取り扱ったあっせん事件10件は、8件が同年中に終結し、2件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が7件、「打切」が1件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、87.5%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	25年	26年	27年	28年	29年	
終 結	解 決		4 (1)	3 (1)	2	4 (1)	7 (3)	
		あっせん回数 (回)	8	5	2	4	7	
	打 切		9	7 (3)	6	11 (1)	1	
	取 下		3	0	3	0	0	
	不 開 始		0	0	0	0	0	
		計		16 (1)	10 (4)	11	15 (2)	8 (3)
		解 決 率 (%)		30.8	30.0	25.0	26.7	87.5
翌 年 繰 越			4	0	2	3	2	

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申出に被申出者が応じない場合は、「打切」に区分する。

### (2) 所要日数別終結件数

終結事件のうち、あっせんを開始した事件を、あっせん員委嘱の日から終結の日までの所要日数別にみると、「30日以上」が5件で最も多く、次いで「20～29日」が2件となっている。

終結事件1件当たりの平均所要日数は、40.9日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数		年	25年	26年	27年	28年	29年
10 日 未 満			7	5 (1)	5	8	1
10 ～ 19 日			0	0	2	1	0
20 ～ 29 日			2	0	3	1 (1)	2 (2)
30 日 以 上			6 (1)	5 (3)	0	5 (1)	5 (1)
	計		15 (1)	10 (4)	10	15 (2)	8 (3)
1件当たりの平均所要日数(日)			21.8	28.4	13.3	18.5	40.9

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 25年の計15件、27年の計10件は、表4の25年の計16件、27年の計11件のうち、それぞれ「取下」1件分があっせん員委嘱前のため未計上。

(3) 処理日数別終結件数

終結事件を、あっせん申出の日から終結の日までの処理日数別にみると、すべて「30 日以上」となっている。

終結事件 1 件当たりの平均処理日数は、58.0 日であった。

表 6 処理日数別終結件数一覧表

(単位：件)

年 処理日数	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
10 日 未 満	0	0	1	0	0
10 ～ 19 日	2	2	4	6	0
20 ～ 29 日	4	1	3	1	0
30 日 以 上	10 (1)	7 (4)	3	8 (2)	8 (3)
計	16 (1)	10 (4)	11	15 (2)	8 (3)
1 件当たりの平均処理日数(日)	46.4	48.7	24.0	33.7	58.0

(注) ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

## 第2 個別あっせん事件一覧

事件番号	業種	申出年月日 (申出者)	あっせん員 委嘱年月日	あっせん 事項	あっせん 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-P13	医療、福祉	H28. 12. 6 (労働者)	H28. 12. 15	解雇撤回	1	76	解決 (あっせん案) (H29. 2. 28)	杉島 畑 松井
28-P14	情報通信業	H28. 12. 26 (労働者)	H29. 1. 13	再就職支援等	1	27	解決 (あっせん案) (H29. 2. 8)	成田 伊藤 山本(光)
28-P15	情報通信業	H28. 12. 26 (労働者)	H29. 1. 13	再就職支援等	1	27	解決 (あっせん案) (H29. 2. 8)	成田 伊藤 山本(光)
28-P16	情報通信業	H29. 1. 25 (労働者)	H29. 2. 7	地位確認等	1	57	解決 (あっせん案) (H29. 4. 4)	杉島 大久保(章) 牧野
28-P17	製造業	H29. 3. 14 (労働者)	H29. 3. 31	退職理由、 解雇予告手当	1	46	解決 (あっせん案) (H29. 5. 15)	佐脇 畑 松井
29-P1	製造業	H29. 4. 17 (労働者)	H29. 4. 26	解雇撤回	1	37	解決 (あっせん案) (H29. 6. 1)	長谷川 西野 山本(秀)
29-P2	医療、福祉	H29. 8. 8 (労働者)	H29. 9. 7	解雇予告手当 未払賃金等	0	1	打切り (辞退) (H29. 9. 7)	永井 牧田 吉村
29-P3	医療、福祉	H29. 9. 4 (労働者)	H29. 9. 27	未払賃金、 パワハラ	1	56	解決 (あっせん案) (H29. 11. 21)	佐脇 畑 松井
29-P4	運輸業、郵便業	H29. 11. 29 (労働者)	H29. 12. 18	未払賃金等	-	-	翌年へ繰越	成田 可知 夏目
29-P5	公務	H29. 12. 20 (労働者)	H29. 12. 20	配置転換	-	-	翌年へ繰越	永井 大久保 吉村

(注) 所要日数はあっせん員委嘱から終結までの日数。

## 第3節 労働争議の実情調査

### 第1 概 要

労働争議の実情調査は、労働争議の争点、経過などを把握し、調整開始の際に、迅速かつ的確に処理するため実施しているもので、公益事業に係る争議行為の予告通知（労働関係調整法第37条）のあったものを対象に行っている。

### 第2 実情調査一覧

平成29年に行った実情調査は27件で、その内容は以下のとおりであり、業種はすべて「医療業」であった。

番号	事 件 名	業 種	組合員数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
1	みなと医療生協	医療、福祉 (医療業)	186	大幅増員要求ほか5項目	平成 28. 10. 18	平成 29. 1. 10	
2	南医療生協	〃	303	〃	〃	〃	
3	北医療生協	〃	283	〃	〃	〃	
4	医療法人名南会	〃	331	〃	〃	〃	有
5	尾張健友会	〃	134	〃	〃	〃	
6	堀尾安城病院	〃	29	〃	〃	〃	
7	刈谷豊田総合病院	〃	1,559	〃	〃	〃	
8	南知多病院	〃	70	〃	〃	〃	
9	済生会病院	〃	120	〃	〃	〃	
10	みなと医療生協	〃	176	賃金引上げと雇用の確保ほか 4項目	平成 29. 2. 21	平成 29. 5. 19	
11	南医療生協	〃	285	〃	〃		
12	北医療生協	〃	275	〃	〃		
13	医療法人名南会	〃	314	〃	〃		
14	尾張健友会	〃	125	〃	〃		
15	堀尾安城病院	〃	29	〃	〃		
16	刈谷豊田総合病院	〃	1,564	〃	〃		
17	南知多病院	〃	70	〃	〃		

番号	事 件 名	業 種	組合員数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
18	済 生 会 病 院	医療、福祉 (医療業)	120	賃金引上げと雇用の確保ほか 4項目	平成 29. 2. 21	平成 29. 5. 19	
19	みなと医療生協	〃	178	〃	平成 29. 10. 18		
20	南 医 療 生 協	〃	304	〃	〃		
21	北 医 療 生 協	〃	280	〃	〃		
22	医療法人名南会	〃	332	〃	〃		
23	尾 張 健 友 会	〃	119	〃	〃		
24	堀尾安城病院	〃	28	〃	〃		
25	刈谷豊田総合病院	〃	1,547	〃	〃		
26	南 知 多 病 院	〃	70	〃	〃		
27	済 生 会 病 院	〃	120	〃	〃		